

高知県公害防止条例の改正予定について（概要）

……より詳しい説明資料は別ファイルをご覧ください。……

1 条例改正の背景と目的は？

土砂を遠方から運んで埋立てする事例が全国的に増えており、本県でも、県外から船舶輸送によって多量の土砂が持ち込まれた事例が生じています。

遠方から持ち込まれた土砂については、土砂の発生元の状況や含まれている成分等が把握しにくいいため、その安全性が十分に確認できない状況が起こりやすくなります。もし、有害な物質や廃棄物が含まれている土砂が持ち込まれて埋立て等が行われると、その周辺の環境に大きな悪影響を及ぼす危険性があり、また、元の環境を取り戻すには長い時間と多大の経費を要すことにもなりかねません。

このような問題を未然に防ぐには、持ち込まれる土砂の発生地や有害物質の有無等を事前に確認する仕組みや継続的に安全確認する制度が重要になりますが、現在、対応できる法律はありません。そこで、全国では、愛媛県や徳島県など15県で条例を制定して必要な対応を行っていることから、本県においても高知県公害防止条例を改正し、生活環境の保全のための制度化を図ろうとするものです。

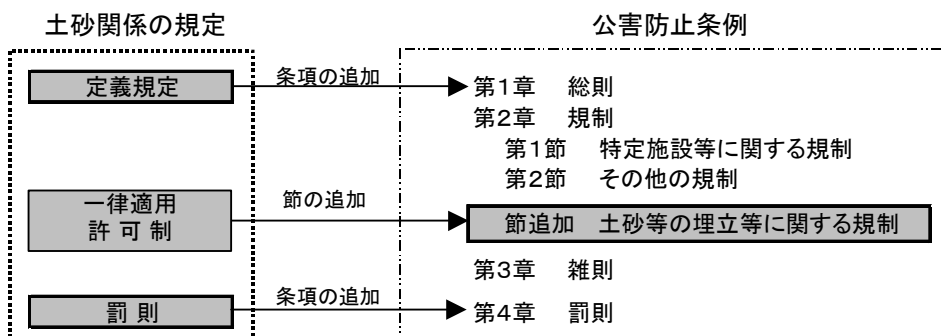


<県内の港湾施設に搬入された県外土砂の事例>

2 改正（予定）の概要は？

(1) 条例改正の骨格は？

次のように、現在の公害防止条例の中に土砂処分関係の規定を盛り込む予定です。



(2) 土砂の埋立て等に関する規定の概要は？

次のように、県内で土壌汚染や水質汚染等を引き起こすことのない土砂が安全に埋立てされるように一律に適用する規定と、土砂量が多くかつ遠距離の運搬のため安全性を十分に確認する必要がある埋立事業場に対して適用する許可制の二段階の規制構成によって未然防止を図るものです。

<一律適用>

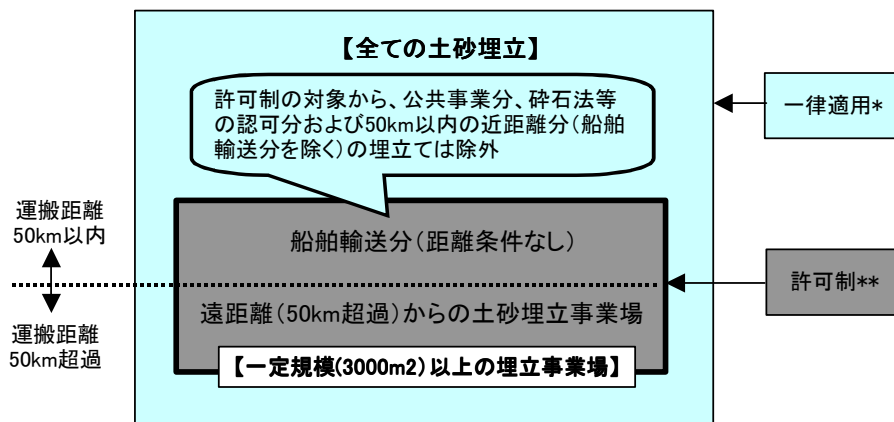
- ①土壌汚染対策法を参考に設定した埋立て土砂に対する土砂基準等
- ②土砂の埋立場に対する立入検査や不適正土砂に対する措置命令等の設定など

<許可制>

- ①一定規模（埋立面積 3,000m²）以上の埋立事業場には環境影響を未然に防止するための事前許可制を設定
- ②一定規模以上の埋立事業場には管理義務（定期報告・検査・措置命令等）を設定
- ③許可制からの適用除外

一定規模以上の埋立事業場のうち、次のような安全性の確認が容易なものについては、許可制から除外して一律に適用する規定のみとします。

- ・国や地方公共団体等が行う埋立て
- ・碎石法や砂利採取法により認可された埋立て
- ・土砂の発生場所から 50km 以内の近距離での埋立て（但し、船舶輸送分を除く）



*一律適用 ……土砂基準、崩壊防止措置、立入検査等
** 許可制 ……事前許可制、定期報告、完了届、措置命令等

土砂基準や崩壊防止措置等については一律の適用になりますが、事前許可制や定期報告等を規定した「許可制」は、50km を超える遠距離から運搬される土砂を埋立てする場合と船舶で運搬される土砂の埋立てに限定して適用するため、県内で発生する土砂の埋立て等に及ぼす影響は小さいと考えられます。

3 今後の予定は？

平成 21 年 2 月議会に条例改正案を提案し審議いただく予定です。